

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環系ポンプ（A）メカニカルシール部の第二段シール水圧力指示値に上昇傾向が認められたため、当該圧力指示値を継続監視	G III	
2	1号機	原子炉建屋5階（北西コーナー部）に設置されているページング装置用スピーカ固定ビスの外れが認められたため、当該固定部を点検・修理	G III	
3	1号機	主発電機冷却用水素ガス冷却器の冷却水出口温度調節器に制御動作不良が認められたため、当該調節器を点検・調整	G III	
4	1号機	廃棄物処理系廃液ろ過器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
5	1号機	主発電機自動電圧調整装置室空調機（A）の結露水受け皿の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
6	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置流量調整用信号変換器の点検において、端子箱カバーの固着によりカバーが外れないため、当該信号変換器を交換	G III	
7	2号機	復水貯蔵タンクベント管のフィルタ装置用差圧計の点検において、作動不良が認められたため、当該差圧計を交換	G III	
8	2号機	タービン補機冷却系熱交換器入口母管ドレン弁の点検において、当該弁入口側配管継ぎ手部より水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
9	2号機	残留熱除去海水系（B系）の海水排水作業に伴うストームドレンファンネルへの排水作業において、海水の飛散による溜まり水（約1リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	G III	
10	3号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）と床ドレン収集ポンプの連絡弁開閉表示用リミットスイッチ（開側）に接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	G III	
11	3号機	1～4号機共用所内ボイラの循環ポンプ（A）冷却用水配管に設置されている流量監視窓（ガラス製）に汚れが認められたため、当該流量監視窓を点検・清掃	G III	
12	3号機	1～4号機共用所内ボイラの循環ポンプ（B）冷却用水配管に設置されている流量監視窓（ガラス製）に汚れが認められたため、当該流量監視窓を点検・清掃	G III	
13	3号機	1～4号機共用所内ボイラの循環ポンプ（C）冷却用水配管に設置されている流量監視窓（ガラス製）に汚れが認められたため、当該流量監視窓を点検・清掃	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	廃棄物処理系から復水脱塩装置再生塔への樹脂移送配管に設置されている流量監視窓（ガラス製）の光電管検出器に動作不良が認められたため、当該光電管検出器を点検・修理	G III	
15	5号機	制御棒パターン調整に伴う炉心流量の降下操作中、水素／酸素注入設備の異常を示す警報が発生し、同設備が「自動停止」したため、当該設備を再起動及び原因調査	G III	
16	5号機	取水設備トラベリング・スクリーン（E）の過負荷状態を示す警報が発生したことから、逆転操作を実施したところ、駆動用ローラーチェーンの切断が認められたため、当該ローラーチェーンを点検・修理	G III	
17	5号機	取水設備トラベリング・スクリーン（B、C、F、G）の確認において、ローラーチェーンの切断が認められたため、当該ローラーチェーンを点検・修理	G II	11月8日再審議 にて グレード変更 G III→G II
18	6号機	補助海水系ポンプ出口母管圧力指示計の計装配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
19	6号機	原子炉建屋地下1階（南側）125V直流電源開閉器盤（6A-1）の下部カバー固定ビスに破損（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	6号機	制御棒（22-31）の引抜き操作において、「制御棒手動制御装置／制御棒位置表示装置盤」の故障を示す警報が発生したため、原因調査	G III	
21	集中環境施設	補助ボイラ（B）排ガス分析計に、NO ₂ 及びSO ₂ 濃度指示が通常値であるにも係らず「NO _x 濃度異常高」を示す警報が発生したため、当該排ガス分析計を点検・修理	G III	
22	その他	放射線管理区域入退域管理装置において、個人線量集計値打出しシートの集計値印字に異常値が認められたため、原因調査及び対応検討	G II	
23	その他	警報付き個人線量計（ガンマ線・ベータ線）において、ベータ線の計数異常が認められたため、当該線量計を回収し、原因調査	G III	
24	その他	「監視機能健全性確認検査（環NW2）」の検査成績書作成前に、検査手順の引き渡し先所属名の記載に誤記が認められたため、誤記を訂正	G III	